

## (2) 幼保連携型認定こども園の設備等基準

## 参考資料

### 1 設置者の基準

(1) 法人の種類
社会福祉法人又は学校法人であること。
(2) 法に掲げる欠格事由に該当しないこと。
法第17条第2項各号に掲げるいずれにも該当するものでないこと。

### 2 設備の基準

(1) 園舎及び園庭の位置				
園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けなければならない。				
【移行特例】				
・既存幼稚園又は既存保育所から移行する場合 当分の間、次に掲げる要件のすべてを満たす場所に設けることができる。				
①園児が安全に移動できる場所であること。				
②園児が安全に利用できる場所であること。				
③園児が日常的に利用できる場所であること。				
④教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。				
(2) 園舎の面積				
次の面積を合算した面積以上				
①3歳以上の園児に係る学級数に応じて次の面積（単位：㎡）				
<table border="1"> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数－2）</td> </tr> </table>	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数－2）
1学級	180			
2学級以上	320+100×（学級数－2）			
②満2歳の園児数×1.98㎡				
③満2歳未満の園児数×3.3㎡				
【移行特例】				
・既存保育所から移行する場合 ①は満3歳以上の園児数×1.98㎡				
(3) その他園舎の基準				
・園舎は2階建て以下とするが、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。				
・乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所（以下「保育室等」という。）は1階に設けることとするが(7)又は(8)の要件を満たす場合はこの限りではない。				
ただし、3階以上に設ける保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。				

(4) 園庭の面積				
次の面積を合算した面積以上				
①次の面積のうちいずれか大きい面積				
A 3歳以上の園児に係る学級数に応じて次の面積（単位：㎡）				
<table border="1"> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数－1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数－3）</td> </tr> </table>	2学級以下	330+30×（学級数－1）	3学級以上	400+80×（学級数－3）
2学級以下	330+30×（学級数－1）			
3学級以上	400+80×（学級数－3）			
B 満3歳以上の園児数×3.3㎡				
②満2歳の園児数×3.3㎡				
【移行特例】				
・既存幼稚園から移行する場合：①を満たせば可				
・既存保育所から移行する場合：①はBを満たせば可				
(5) 保育室等の面積				
次の各室について、それぞれ次の面積以上				
①乳児室				
ほふくしない満2歳未満の園児数×3.3㎡				
②ほふく室				
ほふくする満2歳未満の園児数×3.3㎡				
③保育室及び遊戯室				
満2歳以上の園児数×1.98㎡ ※満3歳以上の園児に係る保育室が学級数以上あること。				
※特別の事情がある場合は、保育室と遊戯室とを兼用することができる。				
【移行特例】				
・既存幼稚園から移行する場合 ③は満たさなくても可				
(6) その他の必置設備				
次の設備を設けなければならない。				
①職員室				
②保健室 ※特別の事情がある場合は職員室と保健室とを兼用することができる。				
③調理室				
※認定こども園内で調理する方法（自園調理）により食事の提供を行う人数が20人未満のときは調理室の設置は不要。ただし、この場合においても、必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備える必要あり。				
④便所				
⑤飲料水用設備				
⑥手洗用設備				
⑦足洗用設備				

(7) 保育室等を2階以上に設置する場合の要件
<p>①保育室等を設置する階に応じ、条例に定める常用及び避難用設備が1以上設けられていること。</p> <p>②建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。</p> <p>③保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。</p>
<p><b>【移行特例】</b></p> <p>既存幼稚園から移行する場合で保育室等を2階に設置する場合は、園児の待避上必要な設備を備えれば、①及び③を満たさなくてもよい。</p>
(8) 保育室等を3階以上に設置する場合の要件
<p>①(7)①の設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等からそのうちの一の施設又は設備に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。</p> <p>②調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。)以外の部分と当該調理室の部分とが建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房若しくは冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。</p> <p>A スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。</p> <p>B 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>③壁及び天井の室内に面する部分の仕上げが不燃材料で行われていること。</p> <p>④保育室等その他子どもが出入りし、又は通行する場所に、子どもの転落事故を防止する設備が設けられていること。</p> <p>⑤非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。</p> <p>⑥カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。</p>

3 運営の基準

(1) 学級の編成
<p>3歳以上の園児については、1学級35人以下の学級を編成しなければならない。</p> <p>※学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編成することを原則とする。</p>
(2) 園長の配置
<p>園長を置かなければならない。</p> <p><b>【園長の資格要件】</b></p> <p>教諭の免許状(専修又は一種)を有する保育士で、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第12条各号に掲げる職に5年以上ある者</p> <p>※上記と同等の能力を有する者として、設置者が任命又は採用する者でも可</p>

(3) 副園長、教頭の配置
<p>副園長、教頭を置くように努めなければならない。</p> <p><b>【副園長、教頭の資格要件】</b></p> <p>上記園長の資格要件と同じ</p>
(4) 教育・保育従事職員の配置
<p>園児数に応じて次の人数以上の保育教諭等を置かなければならない。</p> <p>①0歳の園児3人につき1人      ②1歳及び2歳の園児6人につき1人</p> <p>③3歳の園児20人につき1人      ④4歳及び5歳の園児30人につき1人</p> <p>※ただし、常時2人以上置かなければならない。</p> <p>※保育教諭等：副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師</p> <p><b>【保育教諭等の資格要件】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭 幼稚園教諭の普通免許状を有する保育士</li> <li>助保育教諭、講師 幼稚園助教諭の臨時免許状を有する保育士</li> </ul> <p><b>【副園長、教頭、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭の資格に関する経過措置】</b></p> <p>令和7年3月31日までの間、幼稚園教諭の普通免許状を有する者又は保育士</p>
(5) 学級担任の配置
<p>(1)の学級ごとに1人以上の専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭を置かなければならない。</p> <p>※特別の事情がある場合は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は学級数の1/3の範囲内で助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。</p>
(6) 調理員の配置
<p>調理員を置かなければならない。</p> <p>※調理業務の全部を委託する場合で、栄養士又は管理栄養士を置く場合は、調理員を置かないことができる。</p>
(7) その他の職員の配置
<p>次の職員を置くように努めなければならない。</p> <p>①主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭    ②事務職員</p>
(8) 教育・保育を行う期間及び時間
<p>次の要件を満たしていること。</p> <p>①教育週数は、特別の事情がない限り、39週を下回らないこと。</p> <p>②1日の教育時間は4時間とし、園児の心身の発達程度、季節等に適切に配慮すること。</p> <p>③保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の園児については、②の教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。</p>

(9) 子育て支援

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要と認められる子育て支援事業を、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行わなければならない。

この場合において、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めなければならない。

(10) 食事の提供

認定こども園内で調理する方法（自園調理）により行わなければならない。

【移行特例】

既存幼稚園から移行する場合、1号認定子どもに対する食事の提供は、認定こども園外で調理する方法（外部搬入）により行うことができる。

【外部搬入の要件】

- ①園児に対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- ②当該認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③調理業務の受託者を、当該認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ④園児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤食を通じた園児の健全育成を図る観点から、園児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

※移行特例における「既存幼稚園又は既存保育所から移行する場合」とは、H27.3.31に設置されている幼稚園又は保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認めるものに限る。）が、当該施設を廃止し、当該施設と同一の所在場所において、当該施設の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合をいう。